五　被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号
六　申出の年月日
七　送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

3　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）
二　被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
三　被相続人の最後の住所を証する書面
四　第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
五　申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
六　申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
七　代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4　前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

5　登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

6　登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。

7　前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）

第二百四十八条　法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。

2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

3　前項の指定は、告示してしなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年五月二十九日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「限る。」を削る。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成十九年法律第百二十五号」の下に「。以下「平成十九年改正法」という。」を加え、附則に次の二条を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成十九年改正法附則第六条の規定により介護福祉士となる資格を有する者が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の規定に基づく登録をする場合における登録事項及び登録の申請については、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。次条において「新規則」という。）第二十四条の二及び第二十六条の規定並びに別記様式第六の様式にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　平成十九年改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福祉士となる資格を有する者（介護福祉士試験に合格した者を除く。）について新規則第二十四条の二及び第二十六条の規定を適用する場合においては、新規則第二十四条の二第三号中「介護福祉士試験に合格した」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第六条の二第一項に該当するに至った」と、新規則第二十六条中「第十三条第一項」と、「とあるのは「第十三条第一項」と、「を添えて」とあるのは「及び社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第六条の二第一項に該当することを証する書面を添えて」と、」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百四十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の(5)の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百十号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日

総務大臣　山本　早苗

別表第一号六デシベル低下点における通過帯域幅の項中「〇・二二kHz」を「〇・二〇kHz」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に指定を受けている型式の超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百十一号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日

総務大臣　山本　早苗

別表第一号六デシベル低下点における通過帯域幅の項中「〇・二二kHz」を「〇・二〇kHz」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に許可を受けている通信設備以外の高周波利用設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)㈦及び(2)㈦並びに第十号の(7)の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第六十九号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日

総務大臣　山本　早苗